

青森県報

号外第二十五号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目次

規則

- 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
- 青森県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(港湾空港課) ……一
- 青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「機関をいう」の下に、「以下同じ」を、「県土整備部をいう」の下に、「以下同じ」を加え、「郵便物に係る郵便料金を「文書及び物品(以下「文書等」という。)及び本庁各課等(総務学事課、出先機関、県土整備部、教育委員会事務局及び警察本部を除く。）」において料金後納による発送の取扱いをした文書等に

係る郵便料金等」に改める。

第三条の表郵便料の項中「郵便物について郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)及び同法に基づく命令の規定により算定した郵便料金を「文書等及び当該本庁各課等(総務学事課、出先機関、県土整備部、教育委員会事務局及び警察本部を除く。）」において料金後納による発送の取扱いをした文書等について郵便事業株式会社並びに民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者及び同条第九項に規定する特定信書事業者から請求のあつた郵便料金等の合計額」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年十月青森県条例第八十一号)の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成二十二年三月青森県規則第二百二十三号)の一部を

次のように改正する。

第二条中「者は」の下に「岸壁、棧橋又は物揚場（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）」、荷役機械、上屋、野積場（第五号に掲げるものを除く。）」、船舶給水施設及びひき船（以下「岸壁、棧橋又は物揚場等」という。）について県以外の港湾管理者が管理する岸壁、棧橋又は物揚場等に相当する施設に係る使用の許可の申請書の様式との統一を図ることによる負担の軽減等を勘案して知事が別に定める申請書のほか」を加え、同条第一号を削り、同条第二号中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 船揚場（八戸港の上架設備を使用する場合に限る。） 船揚場使用許可申請書（第四号様式）

第一条第五号から第七号までを削り、同条第八号中「第八号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を削り、同条第十号中「第十号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十一号中「第十一号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十二号中「第十二号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十三号中「第十三号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十四号を削る。

第三条第一号中「第十五号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二号中「第十六号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三号中「第十七号様式」を「第十二号様式」に改める。

第五条第一項中「小型船舶用浮棧橋」の下に「船揚場」を加え、同条第三項中「第十八号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第四項中「第十九号様式」を「第十四号様式」に改める。

第六条第二項中「第二十号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第二十一号様式」を「第十六号様式」に改める。

第七条第三項中「入港料減免申請書（第二十二号様式）」を「県以外の港湾管理者が管理する港湾に係る入港料の減免の申請書の様式との統一を図ることによる負担の軽減等を勘案して知事が別に定める申請書」に改める。

第九条第一項中「第四条」の下に「第七条第三項」を加え、「第二条第一号に掲げる港湾施設」を「港湾施設（岸壁、棧橋又は物揚場等に限る。）」に「及び条例」を「条例」に改め、「届出」の下に「及び条例第十五条第三項の規定による入港料

の減免の申請」を加え、「第五十条の二第六項」を「第五十条の二第六項第一号」に改める。

第一号様式を削り、第二号様式を第一号様式とし、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式を第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

申請人 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ㊦

船揚場使用許可申請書

下記により八戸港の上架設備の使用を伴う船揚場の使用をしたいので、青森県港湾管理条例第3条の規定による許可の申請をします。

記

船名			
総トン数	トン	船の長さ	メートル
船の幅	メートル	喫水	メートル
使用期間	年 月 日	時から	年 月 日 時まで
連絡先	(電話番号)		

注1 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第五号様式から第七号様式までを削り、第八号様式を第五号様式とし、第九号様式を削り、第十号様式を第六号様式とし、第十一号様式から第十三号様式までを四様式ずつ繰り上げ、第十四号様式を削り、第十五号様式を第十号様式とし、第十六号様式から第二十一号様式までを五様式ずつ繰り上げ、第二十二号様式を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭